

解体後の敷地等 を譲渡する場合(様式 1-2) ～被相続人が家屋に居住していた場合～

※ 被相続人居住用家屋等確認を受けることにより特例対象となる土地の譲渡は
下記の家屋の敷地です。

□家屋の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であるもの (建築年月日: 年 月 日)
※建物の「閉鎖事項証明書」で確認してください

□譲渡日が被相続人の死亡日(年 月 日)から3年経過日の属する年の12月31日までのもの
※「売買契約書」と「除票住民票(除かれた住民票)」により確認してください (譲渡日: 年 月 日)

このチェックシートで書類をチェックし、申請時に提出してください。

※①～⑦の番号は申請書に添付する【提出書類の確認表】の番号と同じです。

確認事項／添付する必要書類／入手先／確認事項・注意点等		
① □ 被相続人の住民票の除票 (除かれた住民票) ※「死亡日」と「死亡日の居住地」を確認できるものであれば交付日は問いません ➢住民票の除票を取得することが難しい場合 被相続人の死亡日と死亡日の居住地を確認できる被相続人の戸籍(除票)と戸籍の附票でも可	北 - 不可 市役所 1 階 ⑭⑮番窓口	□相続開始日(死亡日) (令和 年 月 日) □被相続人が相続直前まで家屋に居住していた □死亡時の居住地が申請の家屋である □申請書と合っている (被相続人の氏名・住所, 相続発生日)
② □ 家屋の相続人全員の住民票 《取壊し後に取得したもの》 ※相続開始(死亡時)の直前から取壊しまでの住所がわかるもの ➢住民票に代えて相続人の戸籍の附票でも構いません ➢住民票で相続開始(死亡日)の直前の住所が確認できない場合は戸籍の附票が必要です ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合 ・被相続人の死亡時以降2回以上転居している場合など → □戸籍の附票 ➢国外に居住している場合は、公的機関発行の住民票相当の住所, 居所等を証明する書類を提出してください	北 - 不可 各相続人の居住地の市役所, 区役所など	□相続開始の直前から取壊しまで申請家屋に被相続人以外の居住者がいなかった □相続人の相続直前から取壊しまでの住所が当該家屋以外の住所になっている □申請書の「申請者」「他の相続人」と住民票の「住所, 氏名」が合っている
③ □ 敷地の売買契約書のコピー (全ページのコピーを提出してください) ➢売買契約書で敷地等の引渡日が確認できない場合は譲渡日が確認できる登記事項証明書	—	□敷地等の譲渡日 契約書 (令和 年 月 日) ※登記事項証明書(令和 年 月 日) □契約者(売り主)が申請者である □申請書の「譲渡日」と合っている

※郵送申請の場合

- ・遠方で窓口に来られない場合は郵送での申請が可能です
- ・郵送で申請する場合は手数料の払込書類や確認書の送付のため、**返信用封筒**が必要です
- ・審査後、市から郵送される納付書により希望した金融機関窓口でお納めください

（**交付手数料を納付する金融機関を
下記から選んでチェックしてください**）

☐ 主な指定金融機関（銀行等）
（北洋銀行・青森みちのく銀行・
北海道銀行・北陸銀行・北海道
労働金庫）

☐ 郵便局（道内）

☐ 郵便局（道外）



手数料の払込書類および確認書について郵送を希望する場合

☐ 返信用封筒（2通分）

（手数料の払込書類の送付用／確認書の送付用）

※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください

払込書類のデータをEメールで受け取り、自分で印刷
する場合

☐ 返信用封筒（1通分／確認書の送付用）

※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください

※メールアドレスを記載してください

☐ 返信用封筒（2通分）

（手数料の払込書類の送付用／確認書の送付用）

※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください